

育休復帰後 部下37人から0人は不利益取扱い?? ~ 令和5年4月27日 東京高等裁判所 判決 ~

育休復帰後の取扱いについて判例から学ぼう!!

アメリカン・エクスプレスに部長職として働く女性が、産休・育児休業復帰後に、部下を0人とされたことを不服とする裁判において、東京高等裁判所は、このような処遇は「男女雇用機会均等法」と「育児介護休業法」が禁ずる不利益取扱いに抵触するほか、人事権の濫用で公序良俗にも反するとして、同社に対し220万円の損害賠償を命じた(令和5年4月27日)。



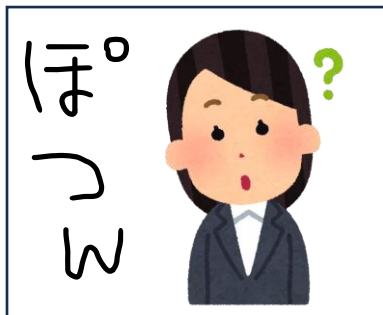
①あたいはキャリアウーマン! 部下が37人もいる出世街道まっしぐらよ!!



②そんな私も結婚、ふふ。子宝に恵まれ、育児休業! 良妻賢母とは私のことよ。



③子どもも大きくなったわ。可愛い37人の部下たち、お待たせ☆会社に復職するね。



④あれ?? 私の可愛い部下たちは? どこに…。

■解説

本件事案は、入社後に営業部門で昇進を重ね、育児休業前は37名の部下を有する部長としての立場を有する者が、復職後に部下0人となったことを不服として「男女雇用機会均等法」、及び「育児介護休業法」の不利益取扱いに反するとして提起したものである。

「男女雇用機会均等法」、及び「育児介護休業法」では、妊娠・出産、育児休業等の事由と不利益変更との間に「因果関係」のある不利益取扱いを禁止している。

例えば、男女雇用機会均等法第9条では、「事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、産休・育児休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。」と定めており、育児介護休業法第10条他でも同様の趣旨を定める。

第一審判決では、東京地裁は男女雇用機会均等法、及び育児介護休業法で禁止する不利益取扱いはないと判断したものの、第二審判決では、妊娠前と比べると業務内容の質が著しく低下し、賃金についても業績連動部分が大きく減少する不利益があったとして、均等法、及び育介法に反するという事実を認めたことに加え、民法第90条で定める公序良俗違反、人事権濫用にあたるとして、キャリア形成に対する期待感を害したとして220万円の慰謝料の支払いも命じた。



⑤育児休業から戻ったら、部下がないなんて!! 不利益変更で違法よ!!! 組織再編したのよーん! (会社談)

MRの部門&メンバー紹介!

今回は、労務コンサルティング課(RC課)のご紹介です!

RCってどんな部署?

高木(優): 仲良し、楽しい部署です!
鈴木(俊): 労務のプロが集っています!
高木(暁): とことん相談に乗ってくれる部署!
溝部: 何でも相談しやすい!
岩切: みなさん前向きでアットホームです!

岩切 弥生(いわきり やよい)



鈴木 俊介(すずき しゅんすけ)



RCだからこそ体験できることは?

鈴木(俊): 他の土業の方とも連携しながら、より専門的なサービスができること!
岩切: 熱いメンバーが多く、熱いプレストができることです!

溝部 久美子(みぞべ くみこ)

高木 優(たかき ゆう)

高木 暁子(たかき あきこ)



編集後記

6月、梅雨の季節になりましたね。いかに傘をささずに濡れぬずに家まで帰れるかを日々模索している北川です。さて、私たち顧客支援課、営業課がこの度、サテライトオフィスへお引越しをしました。賑やかな面々が集結しております。皆様のご期待にお応えできるよう、時に熱い議論を交わしている姿も、今後ご紹介していきたいと思ひます。ご期待ください!! (北川塔子 通称T子)

発行: 社会保険労務士法人MRパートナーズ むさしの労政
武蔵野市吉祥寺本町1-10-31NMF吉祥寺本町ビル4F
★バックナンバーはHPでも見ることができます★
<http://www.rousei.com>